

養護老人ホーム待鶴荘・軽費老人ホームときわ荘

給食調理業務委託事業者の選定に係るプロポーザル実施要項

佐渡市では、次のとおり公募型プロポーザル方式により受託候補者を選出する手続きについて必要な事項を定めたので、参加を希望する場合は、必要な書類を添付の上、提出してください。

1 目的

社会福祉の業務契約における公益性、透明性の実現が必要であることから、一般競争入札の採用が望ましいと考える。

しかし、入所者・利用者の楽しみは食事に大きなウエイトがあり、食事の提供方法や高齢者に好まれる味の工夫などは価格のみを比較する競争入札方式は馴染まないと考え、本業務委託についてはプロポーザル方式を採用し、事業者を募集します。

2 業務内容

(1) 委託業務名

「養護老人ホーム待鶴荘・軽費老人ホームときわ荘 給食調理業務委託」

(2) 対象施設名

① 〒952-0202

新潟県佐渡市栗野江 1826 番地
養護老人ホーム 待鶴荘 (100 床)

② 〒952-0202

新潟県佐渡市栗野江 1822 番地
軽費老人ホーム ときわ荘 (50 床)

(3) 業務内容

上記①、②の施設における給食調理業務委託
(詳細については、別紙給食委託業務仕様書(別紙1)による)

(4) 契約関係

① 契約期間

令和4年10月1日から令和8年3月31日まで
ただし、次年度以降の市の予算が議決されなかったときは、
契約期間は令和5年3月31日までとします。

② 契約保証金

免除

- (5) 遵守する事項
医療法等及び厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」
(平成 29 年 6 月 16 日生食初 0616 第 1 号)

3 委託業者参加基準

(1) 資格要件

プロポーザルに参加できる事業者は次に掲げる要件をすべて満たさなければなりません。

- ア 公益社団法人日本メディカル給食協会の会員である者又は受託業務の遂行が困難になった場合の代行保証が確認できる者
- イ 財団法人医療関連サービス振興会のサービスマークを取得している者
- ウ 製造物責任法（平成 6 年法律第 85 号）の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険（P L 保険）に加入している者
- エ 新潟県内及び佐渡市内において、病院又は介護福祉施設等での受託実績がある者
- オ 新潟県内又は佐渡市内において、営業拠点（本社、支社、営業所等）がある者
- カ 地元業者から食材購入が可能であること

(2) 参加制限

次に掲げる事業者はプロポーザルに参加できません。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申し立てが行われている者もしくは行われた者
- ウ 国税、県税及び市税を滞納している者
- エ 過去 3 年以内に食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の規定による営業停止の処分を受けた者。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適正な食品衛生対応の確認ができる場合は除きます
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号又は第 6 号に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する団体

4 参加者の失格事項

- (1) 上記 3 (1) のいずれかの要件を欠くようになったとき

- (2) 本要項に定める手続きを遵守しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合

5 提出書類

(1) 提案書

提案書は、別紙1「給食委託業務仕様書」に基づき、別紙2「提案書作成要領」を参照の上作成してください。

(2) 委託料見積書

ア 前記(1)の提案書の提案内容を実現するのに必要な経費を見積もってください。

イ 契約方式は「管理費制契約」とする。

ウ 委託業務従事職員の内訳を明記してください。

(3) 添付書類

ア 日本メディカル給食協会加盟証明書（写し）

イ 財団法人医療関連サービス振興会のサービスマーク取得に係る証明書（写し）

ウ 賠償責任保険に係る保証証明書（写し）

エ 新潟県内及び佐渡市内において病院又は介護福祉施設での受託実績（名簿）

オ 佐渡市内又は新潟県内において、営業拠点（営業所等）があること。（名簿）

カ 過去における食中毒事故

6 委託料の見積りについて

- (1) 待鶴荘及びときわ荘の施設について、令和4年10月1日から令和5年3月31日までの金額を見積り、それぞれ別に提出してください。また、管理費と給食材料費は明確に区分してください。

なお、給食材料費については、下表を参考としてください。

① 待鶴荘（7,143食／月）

		平均食数/日	稼働日数	月間食数	食単価
入所者	朝食	80食	30.4日	2,432食	240円
	昼食	72食	30.4日	2,189食	320円
	夕食	80食	30.4日	2,432食	290円
	計	232食	—	7,053食	850円
検食	朝食	1食	30.4日	30食	240円
	昼食	1食	30.4日	30食	320円
	夕食	1食	30.4日	30食	290円
	計	3食	—	90食	850円

※行事食、おやつは含まない。

② ときわ荘 (3,829 食/月)

		平均食数/日	稼働日数	月間食数	食単価
入所者	朝食	41 食	30.4 日	1,246 食	260 円
	昼食	41 食	30.4 日	1,246 食	350 円
	夕食	41 食	30.4 日	1,246 食	310 円
	計	123 食	—	3,739 食	920 円
検食	朝食	1 食	30.4 日	30 食	260 円
	昼食	1 食	30.4 日	30 食	350 円
	夕食	1 食	30.4 日	30 食	310 円
	計	3 食	—	90 食	920 円

※行事食、おやつは含まない。

(2) 見積りの上限額 (令和4年10月1日から令和5年3月31日まで)

- ① 待鶴荘 26,022,000 円 (消費税及び地方消費税を除く。)
- ② ときわ荘 15,103,000 円 (消費税及び地方消費税を除く。)

この金額は、契約(予定)金額を示すものではありません。また、提案見積金額はこの上限額を超えてはならないものとします。

7 提出先

〒952-0202 新潟県佐渡市栗野江 1826 番地
養護老人ホーム 待鶴荘
TEL : 0259-66-2018
FAX : 0259-66-2197
E-mail : h-taikaku@city.sado.niigata.jp

8 提出部数 7 部

9 現地説明

現地での説明が必要な場合は、当施設担当者に連絡し、日程調整を行ってください。

また、平面図及び厨房施設機器表等必要がある場合は申し出てください。

10 選定方法

業者選定にあたっては、書類審査、ヒアリング(プレゼンテーシ

ョン) により行います。

11 審査会について

委託事業者の選定は、本市が開催する審査会において、対面審査による評価にて実施するものとする。提案書の内容に対してプレゼンテーションを行い、最も評価の高い事業者1社を選定します。

なお、当日、審査会に来ることが困難でZOOM等の遠隔での参加を希望する事業者があれば、ID等について前日までに連絡します。

(1) 開催日時等の通知

令和4年7月5日(火)に全ての参加事業者に電子メールで通知します。

(2) 審査会について

- ① 日時 令和4年7月15日(金)午後1時30分から
(予定)
開始時間及び場所等の詳細については、各参加者に別途通知します。
- ② 出席者 提案者側の出席者は、1提案者につき、3名までとします。
- ③ 実施順 プレゼンテーションの順番は「給食調理業務委託事業 提案書」が到着した順とします。なお、郵便で同時に配達されたものについては、事業者の五十音順で早い方を前とします。
- ④ 説明時間 提案者説明30分以内、質疑応答10分以内の合計40分以内とします。
- ⑤ 資料等 選定委員会では、提出された提案書を使用することとして、それ以外の資料等の追加配布は認めません。

12 審査結果の通知

審査結果は後日参加者全員に文書にて通知します。ただし、各評価項目の点数等は公開しないものとします。また、結果に対する異議は受け入れません。

13 事業者選定に関わる日程

(1) 参加事業者の公募

令和4年6月17日(金)から令和4年6月30日(木)
午後5時まで

(2) 質問受付 令和4年6月23日(木)午後5時まで

- (3) 質問回答 令和4年6月27日(月)
- (4) 必要書類の提出期限 令和4年6月30日(木)午後5時まで
- (5) 審査結果通知 令和4年7月下旬

14 プロポーザル結果スケジュール

- (1) 審査会 令和4年7月15日(金)(予定)
- (2) 審査結果通知 令和4年7月下旬
- (3) 契約締結日 令和4年10月1日

15 問い合わせ先

〒952-0202 新潟県佐渡市栗野江1826番地
養護老人ホーム 待鶴荘
担当 山田 哲弥
TEL : 0259-66-2018
FAX : 0259-66-2197
E-mail : h-taikaku@city.sado.niigata.jp

16 参加表明書等について

当プロポーザルに参加しようとする者は以下のとおり参加表明書及び誓約書を提出しなければなりません。

- (1) 提出書類 「参加表明書」(様式第2号)
「誓約書」(様式第3号)
- (2) 提出期限 令和4年6月17日(金)～令和4年6月30日(木)
午後5時まで
- (3) 提出方法 持参、郵送又は電子メール
※郵送の場合、封筒表書きに「参加表明書等 在中」と朱書きで記載してください。
※電子メールの場合、件名を「参加表明書等の提出について」としてください。なお、代表者印を押印し、「参加表明書」及び「誓約書」を併せてPDFファイルとして添付し送信してください。
- (4) 参加の可否 「参加表明書」及び「誓約書」が提出された翌日を目途に、担当連絡先に電子メールにて参加の可否を通知します。
この時、非参加とされた者で、質問のある者は、通知の翌日から起算して7日以内に理由の開示を求めることができます。

17 質問及び回答

委託業務の内容に関して質疑のある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。口頭による質問は受け付けません。なお、送信後は電話にて送信確認を必ず行ってください。

- (1) 質問書の提出 「質問書」(様式第1号)
- (2) 提出期限 令和4年6月23日(木) 午後5時まで
- (3) 提出方法 電子メール又はファックス
 - ・電子メールの場合、件名に「給食調理業務委託に関わる質問」と明記すること。
 - ・電子メールで質問書(様式第1号)を提出する場合、添付ファイルはPDFファイルにしてください。

(4) 質問への回答

令和4年6月27日(月)に電子メールにPDFファイルを添付して回答します。すべての質問及び回答は、参加表明書を提出した全事業者に回答します。

なお、この回答は、本要項及び仕様書の追加又は修正とみなします。

18 辞退届の提出

本プロポーザルへの参加申込み後に、参加を辞退する事業者は、辞退届(任意様式)を提出してください。

19 応募に際しての留意事項

- (1) 本公募に応募するために必要な一切の費用は、応募者の負担とします。
- (2) 提出された書類の提出期限以降における差し替え及び再提出は認めません。
- (3) 応募にあたっては、提案する事業が確実に実施できるよう、収支計画を踏まえ具体的な内容のものを提出してください。